

平成28年度第1回陸前高田市都市計画審議会議事録

1 日時 平成28年8月22日(月)

午前10時00分 開議

午前10時43分 散会

2 場所 陸前高田市役所4号棟3階第4会議室

3 議事

議案第1号 陸前高田都市計画高田地区地区計画の変更について

議案第2号 陸前高田都市計画一団地の津波防災拠点市街地形成施設(高田南地区)
の変更について

議案第3号 陸前高田都市計画道路3・3・13号裏田中和野線ほかの変更について

4 出席委員(12人)

会長 畠山明夫	委員 菅野秀一郎	委員 木村昌之
委員 西條一恵	委員 佐々木善仁	委員 長谷川節子
委員 村上克夫	委員 村上雅広	委員 鶴浦昌也
委員 佐々木一義	委員 菅野稔	委員 田中隆司

5 説明のために出席した者

建設部長兼都市計画課長 阿部 勝 都市計画課計画係長 永山 悟

6 職務のために出席した職員

復興局市街地整備課

復興局長兼市街地整備課長 熊谷正文

建設部都市計画課

課長補佐兼下水道係長 千田 顕彦

主査 千葉修子 主事 若林謙一郎 主事 田畑晶子

建設部建設課

道路河川係長 伊藤 肇

7 審議会の概要

午前10時00分 開議

(1) 開会

○事務局(阿部部長)

皆様、おはようございます。

定刻となりましたので、ただいまより、平成28年度第1回陸前高田市都市計画審議会を開会させていただきます。はじめに、資料の確認でございますが、①次第、②議案書、③委員名簿、④座席図、この4つでございますが、すべてお手元でございますでしょうか。それでは、開会にあたりまして、長谷部副市長よりご挨拶を申し上げます。

(2) 挨拶

○長谷部副市長

皆様、おはようございます。ただいま紹介に預かりました副市長の長谷部でございます。よろしく願いいたします。

本日は市長が所用で出席できないため、市長に代わり、私から一言挨拶申し上げます。

皆様には、昨年11月に都市計画審議会委員に就任いただきまして、これまで2回ご議論いただいたところであります。

前回は、本年の1月になりますけれども、こちらの窓からも見えます、「一団地の津波防災拠点市街地形成施設の高田北地区」につきまして、ご審議いただきました。

この北地区では本年、4月になりますけれども高田幹部交番の開所式も行われまして、また、市内で最大となります災害公営住宅、栃ヶ沢の災害公営住宅ではこの8月から入居が始まったという状況でございます。また、区画整理事業につきましては、昨年末に土地の引き渡しを行いました高台2において、皆様もご承知のとおり住宅建設が進んでございますし、本年度は高台3の一部、東側になりますけれども、こちらのほうで9月の土地の引き渡しにむけて、この7月31日に現地のほうで説明会また現場見学会を開催させていただいているところでございます。また、中心市街地におきましても、市立図書館を併設した大型商業施設が今月末には着工する予定となっているところでございまして、復興事業のほうも徐々にではございますけれども、進んできているというところでございます。

本日はこの高田地区についてでございますけれども、お手元の資料でございます、議事次第の議案3点でございます。1点目は「陸前高田都市計画高田地区地区計画の変更について」ということでございますけれども、良好なまちづくりに向けた屋外広告物の規制に関する規定を追加するための高田地区地区計画の変更についてご審議いただきたいと思っております。2点目は、土地区画整理の事業計画変更に併せまして、「一団地の津波防災拠点市街地形成施設（高田南地区）」に関しての内容変更になってございます。3点目は、「都市計画道路3・3・13号裏田中和野線」いわゆるシンボルロード等の変更につきまして、ご審議いただきたいと思っております。

本日はどうぞよろしくお願ひいたします。

○事務局（阿部部長）

なお、副市長は、公務の都合上、ここで退席させていただきます。よろしくお願ひいたします。

(3) 出席者紹介等

○事務局（阿部部長）

本日の出席委員でございますが、お手元に配布しております委員名簿をもちましてご紹介に代えさせていただきます。なお、大船渡土木センター所長として、平成28年4月1日から田中隆司さんが着任しておりますので、ご紹介させていただきます。

○田中隆司委員（大船渡土木センター所長）

この4月から大船渡土木センター所長をしております田中と申します。よろしくお願ひいたします。

○事務局（阿部部長）

ありがとうございます。

市側からは、熊谷復興局長、都市計画課及び建設課の職員が出席しております。

私は、建設部長の阿部でございますが、議事に入るまでの進行を務めさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

(4) 議事

○事務局（阿部都市計画課長）

それでは、はじめに、会議の成立について、事務局よりご報告いたします。

本日は、委員12名全員の出席をいただいておりますので、陸前高田市都市計画審議会条例第5条第2項の規定により、本審議会が成立していることをご報告いたします。

本会議につきましては、事務局において議事録を作成いたします。議事録署名委員を今回は西條委員にお願ひいたします。

また、議事録を作成する都合上、録音をさせていただきますので、ご了解をお願ひいたします。

それでは、ここからの議事の運営につきましては、畠山会長にお願ひいたします。

○畠山会長

それでは、平成28年度第1回陸前高田市都市計画審議会の審議を進めてまいりますの

で、委員の皆さんのご協力をお願いいたします。

次第に従いまして、「3 議事」から進めてまいります。

【審議】

議案第1号 陸前高田都市計画高田地区地区計画の変更について

**議案第2号 陸前高田都市計画一団地の津波防災拠点市街地形成施設（高田南地区）
の変更について**

議案第3号 陸前高田都市計画道路3・3・13号裏田中和野線ほかの変更について

○畠山会長

議案第1号「陸前高田都市計画高田地区地区計画の変更について」、議案第2号「陸前高田都市計画 一団地の津波防災拠点市街地形成施設（高田南地区）の変更について」、議案第3号「陸前高田都市計画道路3・3・13号裏田中和野線ほかの変更について」、以上3件について、一括して事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（永山計画係長）

都市計画課の永山でございます。私からこちらの議案書に沿って説明させていただきます。恐縮ですが、座って説明いたします。

表紙に目次を掲載しております。はじめに今日の議案は3つでございます。ページを開いていただきまして、1ページ目でございます。「はじめに」ですが、本市では、東日本大震災で甚大な被害を受けたまちの復興を目指し、様々な事業を進めております。

高田地区土地区画整理事業では、高台2において、順次地権者の皆様には住宅再建が始まっておりますし、高台3東側についても説明会や現場見学会を実施しております。中心市街地においても大型商業施設の着工を予定しているところです。本日は先に申し上げた3点についてご審議いただきたいと思います。

その下「1 これらの都市計画に関する経緯」ということで、「地区計画」、「津波防災拠点の南地区」、「シンボルロード、北幹線」について、これまで決定した年月、変更した年月等を掲載しておりますのでお目通しください。

その下「2 住民説明会及び案の縦覧等の経緯」でございます。今回ご審議いただくこの3件につきましては、6月24日と25日に2日間にわたって説明会を開催しております。24日（金）は夜開催しまして参加者が8名、25日（土）は午前で開催して参加者が8名でございました。

(2)の案の縦覧、意見書について、まず①-1高田地区地区計画について、まずは原案というものを縦覧いたしました。6月27日から7月11日まで行いまして、縦覧者は1名でございました。意見書の受付は6月27日から7月19日まで行いまして、意見書の受付はございませんでした。同じく地区計画について原案を踏まえた案の縦覧、意見書の受付ですが、7月27日から8月10日まで行いまして、縦覧者、意見書ともございませんでした。②津波、③道路の案の縦覧、意見書の受付については6月27日から7月11日まで行いまして、縦覧者は1名、意見書はございませんでした。

次に、2ページにつきましてはご審議いただく3件について、図に示したものでございます。そして3ページから議案第1号の説明になってございます。議案第1号「陸前高田都市計画高田地区地区計画の変更について」でございます。「1 変更の目的」ですが、高田地区では土地地区画整理事業区域において、かさ上げ地盤の安全性の維持や災害時の安全性の確保、良好なまちづくりを進めるため、平成27年9月、地区計画を定めております。さらに先頃、市では「魅力的なまちなかづくりの基本的考え方」を中心市街地においてはお示ししてきたところです。また、今年の8月末には大型商業施設の着工が予定されているところです。賑わいと調和のとれたまちづくりを進めるためには、公共施設のデザイン等とともに、それぞれのお店の「顔」ともなる屋外広告物のあり方も重要な要素となってくることと考えてございます。このたび、屋外広告物を規制する規定を追加することとし、地区計画を変更いたします。

「2 都市計画の変更の内容」でございます。名称、位置、面積は全体の面積でございますが、下に絵がついておりまして、今回の屋外広告物の変更につきまして概要を掲載しております。左上から説明させていただきますが、「そで看板」、突出広告物とも言いますけれども、壁から突き出た看板ですと、上端の高さは建物より低く、かつ下端は地表から2.5m以上、建築物の壁面から1.5m以下とする、これは大きさや位置を制限することでまちなみとの調和を図るものでございます。その下、「屋外広告物」については、原則として設置してはならないという規定にいたします。これは新しい中心市街地があまり高層が立たないようなまちなみになっていくことが想定されるのですが、そのまちなかにおいて、見通しのよい眺望を確保するためです。次に左下、「広告板」、壁の面に設置させる広告でございます。これにつきましても表示面積を10㎡以下かつ壁面の5分の1以下といたします。延床面積3,000㎡を超える大規模な施設につきましては別途調整することとしますが、こちらにつきましても大きさや位置を制限することでまちなみとの調和を図るものでございます。右上、「建植広告物」につきましては、広告の対象となる

建築物の敷地外に建てるものは設置してはならない、つまり、建物があつてその敷地以外のところに別の敷地ですとかそういったところに建てる個別のものにつきましては、設置してはならないということでございます。こちらにつきましては、幹線沿道にこうした看板を林立するのを制限します。右下、「建植広告物」、同一敷地内に設置するものについてでございますが、こちらにつきましても高さ10m以下かつ表示面積10㎡以下といたします。

次のページを見ていただきまして、図面を掲載しておりますが、今回対象とするのは、下側の図、今回変更する案につきましてもオレンジで網掛けしている部分でございます。いわゆる中心市街地と呼んでいる部分でございます。

5ページにつきましては、上の方に原案と案の対比表と書いてございますが、左側の原案につきましては、6月の説明会において説明した内容、右側については今回ご提示している案でございます。1番下にこの変更の理由を書いてございますが、例えば、1・（ポツ）目、屋外広告物の種類等に関して、定義内容をより明確に示すため、岩手県屋外広告物条例等を準用して整理するなど、基本的には文言等の整理になってございます。

次のページ以降につきましては、いわゆる法定の図書を掲載してございます。6、7、8ページは、計画書というものを掲載しておりますが、今回の変更で7ページの1番下の表、「1 屋外広告物、建築等の形態又は意匠の制限」について、追加するというような変更でございます。ページをめくって9ページには総括図、10ページには地区整備計画図を掲載してございます。基本的には3ページで説明した内容になってございます。以上が地区計画についての説明です。

11ページから議案第2号「陸前高田都市計画一団地の津波防災拠点市街地形成施設（高田南地区）の変更について」でございます。

「1 変更の目的」ですが、市では、中心市街地の早期整備を図るため、「高田地区被災市街地復興土地区画整理事業」とあわせて、「一団地の津波防災拠点市街地形成施設（高田南地区）」の都市計画決定を行っております。今回、3月に説明を行いました高田地区の区画整理事業の事業計画変更にあわせ、一部の公園や緑地の面積の縮小、公園の形状や街路の位置等を変更するものでございます。

変更の内容ですが、面積につきまして23ヘクタールから22.8ヘクタールと少し縮まります。また、公益的施設につきましては、文化施設等を配置していたところですが、「公共駐車場」につきましても追加をいたします。下に図面を掲載しております。この赤と黄色の線で書かれている図面ですが、黄色い線が元の図、赤い線が新しい図になってお

りまして、吹き出しで変更箇所を書いてございます。左下には新しい公共駐車場の位置を示してございます。

ページをめくっていただきまして、12ページからは法定の図書でございます。12ページには計画書、13ページには総括図、14ページには計画図を掲載してございます。

続きまして、15ページから、議案第3号「陸前高田都市計画道路3・3・13号裏田中和野線（通称 シンボルロード）ほかの変更について」、説明させていただきます。

「1 変更の目的」ですが、シンボルロードは、津波等が発生した際の主要な避難路として、平野部から高台を結ぶ広幅員の道路として計画しております。また、かさ上げ地から高台（高田北幹線）までの区間につきましては、平成25年2月に「都市計画道路3・3・13号裏田中和野線」として都市決定計画しているところであります。このたび、以下の4つの理由で都市計画を変更いたします。この変更点につきましては、ページをめくっていただきまして、16ページの図を見ながら説明させていただきます。1番上の部分でございますが、今回の計画におきまして、道路ネットワークの見直しにより、高田北幹線からアップロードまでつながる高田米崎間道路の計画が具体化しているところでございます。今回そのような計画になったことに伴いまして、当初は、通称農免道がアップロードまでつながる高台の幹線として予定していたのですが、これが北幹線を利用するということに変更されたため、このシンボルロードの高田北幹線から農免道まで行く部分につきましては、予想交通量が減少したことに伴いまして、都市計画を廃止いたします。これが黄色の線の部分でございます。ただ都市計画は廃止しますが、今高田保育所も整備されており、シンボルロードの北幹線から農免道にかけての部分につきましては、青色の点線で書かれておりますが、このような線で現道を生かした整備を行っていくことを検討しているところでございます。それが1点目でございます。

2点目です。一番下をご覧ください。これまで国道45号につきまして三陸国道事務所と検討を進めていたところですが、その45号の整備方針がこのたび固まりまして、線形としては今の線形と変わらないというような状況になっております。そのような線形が固まったことによりまして、これまで南幹線までしか延びていなかったシンボルロードを45号まで南に延伸するという点でございます。

3点目、中頃でございますが、1、2に伴って、都市計画の道路の名称を「曲松中和野線」というふうに変更いたします。

4点目ですが、交差点部分に赤丸をつけてございますが、今回のシンボルロードの変更に伴いまして、西和野山苗代線（通称北幹線）、東西に北側に延びている道路でございま

すけれども、この交差点部分についての区域の変更をいたします。具体的な図につきましては、ページをめくっていただいて19ページ、こちらには法定図書の計画図を載せているところがございますが、この右側に少し拡大した図面をつけてございます。変更前につきましては、いわゆる交差点部の隅切りという部分を道路の区域につけていたので、道路が少し膨らんでいた形状だったのですが、今回の変更で北側の道路が都市計画を変更することに伴いまして、道路がまっすぐになるというわずかな変更でございます。以上が都市計画道路の変更でございます。

15ページに戻っていただきまして、「2 変更の内容」ですが、今説明した内容と重複いたしますが、このような変更となっております。道路の延長につきまして、裏田中和野線、新しい曲松中和野線につきましては、北側が廃止されて南側が延長すると、偶然、延長につきましては相殺されて変わらず、西和野山苗代線につきましては交差点部分の延長の計上の仕方、少し延長が伸びるといような変更になっております。

「3 道路標準断面イメージ図」につきましては、変更ございません。17ページからは法定図書で、17ページは計画書、18ページは総括図、19ページと20ページに計画図を載せてございます。

以上で、議案書についての説明を終了させていただきます。

○島山会長

それでは、審議に入ります。議案について、議案第1号から第3号まで一括で質問、意見等ございましたら、お願いします。

○木村昌之委員

質問ですが、議案第1号の広告物に関してですが、こちらについて商工会との打合せ、意見というのは入っているものなのでしょうか。

○事務局（永山計画係長）

こちらにつきましては、商工会の皆さんで議論していただいている企画委員会等ございますけれども、そちらでご説明して、ご理解はいただいているものと思っております。

○木村昌之委員

それを踏まえまして、ちょっと細かいところなんですけど、広告板、壁面広告に関してですが、広告でイメージの写真というのがございますけれども、商品イメージとか、例えばファッション関係ですと女性の大きな写真とかフルーツの大きな写真とか、これも広告という形でみなされるのでしょうか。その辺のことを教えてください。

○事務局（永山計画係長）

ポスターみたいなイメージですか。一般的には、例えばガラスに張られるもので、ガラスの外側につくものは屋外広告物とみなされることが多いです。ただ、内側に張るものについては、屋外広告物と言われないのが一般的なので、外に張るものについては基本的にはカウントするというような整理になるかと思います。

○木村昌之委員

それでは私事で、うちの前の店ですが、店の壁に商品の写真を飾っていますが、あれは一応広告という形でみなされるということですね。

○事務局（永山計画係長）

基本的にはそのような整理になろうかと思います。

○木村昌之委員

わかりました。それではもう1点ですが、仮にですね、直接描く場合、ペインティングといいますが、そういったのも広告という形になりますかね。よく派手なデザインとか描いている建物とかありますが、それも広告という形でみなされるのでしょうか。

○事務局（永山計画係長）

絵についてどこまでを広告とするかというのはなかなか難しいところではありますが、例えば壁に直接お店の名前等書かれたものについては、例えば壁が無地で文字だけで看板のお店の名前を書かれた場合は、いわゆる文字の最小限の部分を面積としてカウントしていくというような計測となろうかと思います。

○木村昌之委員

わかりました。ありがとうございます。

○菅野稔委員

15ページなんですけど、非常に大事な路線でありますけど、曲松中和野線について、市民の方々からは「いつごろ完成するのかな。」というお話をよく聞きますけど、分かるのであればお答え願います。

○事務局（永山計画係長）

この曲松中和野線につきましては、区間によって完成の目標としている時期が変わっておりますけれども、16ページの図面をご覧ください。小さくて申し訳ございませんが、高田南幹線と高田北幹線の間部分につきましては、概ね平成29年度中の整備を目標に進めているところです。（図面を指しながら）こちらの部分です。今回追加する高田南幹線から南側の部分につきましては、造成との調整やあるいは国道側との調整が出てくるので、平成30年度中を目標に進めております。

○島山会長

ほかにございませんでしょうか。

○鶴浦昌也委員

1点お聞きいたします。議案第2号、11ページですが、一番下のカラー刷りの地図が載っておりますが、この区域内に公共駐車場というのは、どれぐらいの面積でどれぐらいの台数が駐車できるんでしょうか。

○事務局（永山計画係長）

まずはこの大型商業施設と書いてあるところと同じ街区の部分、面積の広い部分ですけれども、約12,000㎡となっており、台数が約380台でございます。小さい方につきましては今は数字がわかりませんので、確認してご報告させていただきます。

○鶴浦昌也委員

そうすると、大型商業施設前の駐車場には、市民文化会館ですとか一本松記念館にお出でになった方々の車もここに停めるということでもよろしいでしょうか。

○事務局（永山計画係長）

そういったご利用もしていただけるものと思います。ただ、それぞれの施設にも駐車場が整備される予定です。

○鶴浦昌也委員

私が一番お聞きしたいのは交通広場なんですけど、震災前の駅前の広場というと、ロータリーがあって、その中心に駐車場があって、駅で乗降する市民のために家族が送り迎え車で来て、そこに停めるという形、そういう利用の仕方だったのですが、この交通広場についても震災前のああいった形状、似たような形状になるものなのか。例えばバスに、BRTだと思っておりますが、BRTを利用する家族の送迎をどういうふうに考えているかお聞きしたい。

○事務局（永山計画係長）

交通広場の形状につきましても、震災前と全く同じではありませんが、その送迎を含めて便利なように今ちょうど検討しているところで、駐車場だとかあるいは降ろせる場所等もなるべくBRTに近いところや駅に近いところにそういうものを設けられないか検討しているところです。

○鶴浦昌也委員

最後の質問ですが、都市計画には関係ないかもしれませんが、おそらく復興局長や建設部長はよくわかると思うのですが、以前、県交通さんの会社があって、そこには複数台の

バスが駐車していたんですが、今回県交通さんとのお話の中で、そういったものは高田南地区外に考えているのかどうか、その辺はいかがでしょうか。

○事務局（阿部部長）

では私の方からお答えいたします。確かに震災前にそういうスペース、会社がございましたが、今のところの話し合いの中では、この拠点エリアにはそういう場所を県交通では用地としては持っていないので、このエリアにはないというように思います。ただ、今は大船渡から全部通っているので、近くにいずれ必要ではないかというやりとりを県交通さん側とはやっているところです。加えて言いますと、前は駅の中に駅利用者はもちろん使ったんですけど、バスは本当に駅のそばから出るバスと、黄川田薬局の前から出るバスと、佐藤輪業さんの前から出るバスと、様々ございました。今回の場合は、バスについてはBRTも含めて交通広場を経由、使うということになります。ですので、複数の会社のバスが全部エリアを、サークルを利用することになるので、そのときに邪魔にならないようにスムーズに流れるような検討をしております。

また、高齢者や障害者を持った方々との共存、やはりそれも今大事な課題となっておりますので、危険がないようにちゃんと駅に入れるような導線確保、それから駐車場の配置、そうしたものを含めて今様々検討しております。固まってお示しできる段階になりましたら皆様にもお示ししたいと考えてございます。

○島山会長

よろしいでしょうか。ほかにありますでしょうか。

○村上克夫委員

シンボルロードの件でお聞きしたいんですけども、45号線から上がるということで変更になりましたけれども、道路の標準断面図のイメージ図につきましては、サイドに植栽帯とあるんですけども、この辺は45号から高田北幹線までこういった形で行くのか、木を植えるためには、ピッチが狭いと逆に見通しが悪くなりかねないのかなという心配があります。あと高田松原が出来上がれば、当然避難路として重要な路線なんですけれども、夜間の誘導に対して何か具体的な考えがあれば教えていただきたいと思います。

○事務局（永山計画係長）

まず植栽についてですが、基本的には45号からずっと植栽を設けていくような計画を検討しております。ピッチについても今検討しているところですが、概ね20メートルくらいで、おっしゃったような視界を遮らないような配置にしたいと思っております。照明につきましても、夜間の誘導で重要だということはこちらも認識しております。災害

時も対応できるよう、ソーラー等も含めて今どのような照明をどのような配置でしていったらいいかというようなところを検討しているところでございます。

○村上克夫委員

海からの避難ということは非常に大事なことですけれども、市外から来られた方がこの道路を上ればわかるというような何かその辺の対策、当然道路標識とか何かを立てるかと思いますが、それ以外のもので何かわかりやすく避難できるような検討はしているものかどうかお聞きしたいと思います。

○事務局（永山計画係長）

具体的なところはまだですが、先ほど言った植栽、あるいは照明とあわせて、サイン計画等も含めて、おっしゃったとおり、よその人が来てもわかりやすいようなしつらえにはしていきたいと思っています。

○畠山会長

ほかにはありませんでしょうか。

○佐々木一義委員

シンボルロードの幅が25メートルあって、アップルロードからの延伸ということで北幹線と交差しますよね。そのときに優先道路っていうのは実際にはどういう形になるんでしょうか。

○事務局（永山計画係長）

今この優先道路については警察等と協議しながら検討しているところですが、いずれここにつきましては、信号を設置することで協議していたところです。

○佐々木一義委員

本当に信号が付けばいいけれども、どうしても太い道路の方が優先で、右から左から来る車がありますよね。その上に今度は保育所があるんですよね。その整理をしっかりつけていただかないと万が一のこともありますし、避難者の方々が右と左から来ますのでね。あのときにあの信号機消えますからね。そういったもの、信号機をつけたからよいではなく、そういうふうな配慮も必要だと思います。

○事務局（阿部部長）

保育所も今ご指摘いただいたようにできますので、かなりの交通量が想定されますので、警察等としっかり協議してまいりたいと思います。

○畠山会長

ほかにごございますか。ほかにご質問、ご意見等ないようでございますので、お諮りいた

します。

議案第1号「陸前高田都市計画高田地区地区計画の変更について」、議案第2号「陸前高田都市計画一団地の津波防災拠点市街地形成施設（高田南地区）の変更について」、議案第3号「陸前高田都市計画道路3・3・13号裏田中和野線ほかの変更について」、以上3件について、議案のとおり承認し、岩手県知事に協議することとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声）

それでは、異議なしと認め、議案のとおり承認いたします。

以上で、本日の議事を終了します。

(5) その他

○事務局（阿部部長）

畠山会長、どうもありがとうございました。

続きまして、次第の「4 その他」でございますが、特に事務局のほうでは用意しておりませんが、委員の皆様から、何かございますでしょうか。

○佐々木一義委員

先ほどの駅の交通広場、駅舎になりますかね、駅舎っていうのはJRが作るのでしたか、陸前高田市が作るのでしたか。

○事務局（阿部部長）

駅舎については、JRが作るようになっております。そうしたルートの話も含めて、JRと協議をしております。駅舎については概ね前の陸前高田駅と同じぐらいの大きさのものをJRが作るという話をされております。デザイン等については、様々なご意見が地域の方々からもございますので、そうした辺りも含めながら、JRと話し合っていくことになっております。

○事務局（阿部部長）

そのほか何かございませんでしょうか。

（「なし」の声）

(6) 閉会

○事務局（阿部都市計画課長）

それでは、以上をもちまして、平成28年度第1回陸前高田市都市計画審議会を閉会させていただきます。

本日は、大変ありがとうございました。

午前10時43分 散会